

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 令和6年9月6日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 下田教育長 中上委員 森委員 大塚委員 泉委員 綿引委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和6年9月6日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

令和6年度 横浜市教育課程研究委員会研究協議会の開催について  
中学校給食における食材の安全性の確保に関する取組等について  
公判への職員の傍聴呼びかけに係る対応について  
いじめ問題等に係る調査結果を踏まえた再発防止について

3 審議案件

教委第24号議案 訴訟に関する意見の申出について

教委第25号議案 横浜市立学校における物損事故に係る損害賠償額の決定に関する  
意見の申出について

4 報告案件

教委報第3号 令和6年度歳入歳出予算案（9月補正）に関する意見の申出に係る  
臨時代理報告について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

下田教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。8月2日の会議録の署名者は、大塚委員と綿引委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、8月16日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

石川教育次長

### 【一般報告】

#### 1 市会関係

- 8/28 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）

教育次長の石川でございます。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、8月28日に市会臨時常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

- 8/20 令和6年度 横浜市教育課程研究委員会 総則部会 研究協議会 全体会
- 8/21 令和6年度 一般学級における「誰一人取り残さない」教育の実現部会 全体会
- 8/23 よこはま子どもピースメッセンジャー・子ども実行委員委嘱式
- 8/28～8/30 令和6年度「横浜子ども会議」区交流会

##### (2) 報告事項

- 令和6年度 横浜市教育課程研究委員会研究協議会の開催について
- 中学校給食における食材の安全性の確保に関する取組等について
- 公判への職員の傍聴呼びかけに係る対応について
- いじめ問題等に係る調査結果を踏まえた再発防止について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、8月20日に「令和6年度 横浜市教育課程研究委員会 総則部会 研究協議会 全体会」が、また、翌8月21日に「令和6年度 一般学級における『誰一人取り残さない』教育の実現部会 全体会」がそれぞれ関内ホールで行われ、1日目は、下田教育長と森委員が出席しました。また、ほかの委員におかれましては、御都合が付く範囲でオンライン出席されました。

続いて、8月23日に「よこはま子どもピースメッセンジャー・子ども実行委員委嘱式」が行われ、下田教育長が出席しました。

さらに、「令和6年度『横浜子ども会議』区交流会」を、8月28日から8月30日までの間、各区で開催することとしておりましたが、8月30日につきましては台風の影響により、残念ながら中止といたしました。8月29日には、中区に中上委員が出席しております。

次に、報告事項として、この後、所管課から4点報告いたします。まず、1点目ですが、「令和6年度 横浜市教育課程研究委員会研究協議会の開催について」、2点目は、「中学校給食における食材の安全性の確保に関する取組等について」、3点目は、「公判への職員の傍聴呼びかけに係る対応について」、最後に4点目は、「いじめ問題等に係る調査結果を踏まえた再発防止について」、報告いたします。なお、2点目から4点目は、8月28日の市会臨時常任委員会で報告した案件になります。内容につきましては、委員の皆様との、これまでの意見交換を踏まえて資料作成し、御確認いただいたものになりますが、本日改めて資料を配付させていただいております。こちらにつきましても、この後、所管課から報告いたします。

私からの報告は以上です。

下田教育長

報告が終了いたしました。御質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、「令和6年度 横浜市教育課程研究委員会研究協議会の開催について」、所管課から御報告いたします。

山本学校教育  
企画部長

学校教育企画部長の山本でございます。それでは、「令和6年度 横浜市教育課程研究委員会研究協議会の開催について」、教育課程推進室長から説明申し上げます。

丹羽教育課程  
推進室長

教育課程推進室長の丹羽でございます。それでは、「令和6年度 横浜市教育課程研究委員会研究協議会の開催について」、資料に基づきまして御報告させていただきます。資料を御覧ください。本市では毎年、市立学校の教育課程の編成・実施・評価・改善を促進し、学習指導の充実を図るため、「教育課程研究委員会 総則部会」及び「専門部会」を組織して研究を進めております。今年度も8月に研究協議会を開催いたしました。そこでは各研究の成果の発信や参加者による意見交換を行いました。

今年度の総則部会は令和6年8月20日に行われましたが、全期間を通して「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通して」をテーマに掲げまして、横浜市全体で子どもたち一人ひとりを大切に、誰一人取り残さない。そして、これからのグローバルな社会を生き抜く力を育てていく。そういったことを全市共通の目標としまして、各部会で研究を進めてまいりました。総則部会におきましては、これからの新たな学びのデザインというものを、デジタルコンテンツや、若しくはデジタルデータの活用を通じて、自立した学習者をどのように育てていくのかという視点に基づいて、みんなで考えることをしました。

また、8月21日に行われました「一般学級における『誰一人取り残さない』教育の実現部会」におきましては、総則部会の発信を受けまして、「横浜における『誰一人取り残さない』教育の実現に向けて」を研究の視点にしまして、考えを深めてまいりました。

特に総則部会におきましては、今年度初めてでございますが、子どものリアル

な声を教育課程に反映させるべく、動画ではございますが、子どもたちの声を参会者と一緒に共有しまして、子どもたちの夢や希望を今後の学校教育に取り入れていく試みをさせていただきました。

資料は、一つ目が「1 令和6年度 教育課程研究委員会 研究テーマ」になっております。二つ目は「2 総則部会研究協議会 開催概要」と、一般学級における「誰一人取り残さない」教育の実現部会の開催、そして、各教科等の専門部会の開催について示させていただいております。三つ目は、「3 横浜市教育課程研究委員会研究協議会の特徴」でございます。

裏面を御覧ください。裏面の四つ目は「4 令和6年度 教育課程研究委員会研究協議会 参加者数一覧」でございます。今年度は、8月20日から8月23日の4日間で11,000人を超える参会者を得ることができました。

総則部会におきましても御報告させていただきますと、参会者の声といたしまして、「一人ひとりに寄り添ったオーダーメイドの学びの実現は、まさに、個々に多様化する考えや価値観をプラスとして捉え、主体的な学びにつながるものと実感した」「横浜教育DXについて、データの集め方、使い方、分析の仕方は、教師自身がデータを活用していくために身に付けなければならない力だと思った」「『自立した学習者をどのように育成していくか』を大きな教育課題として、個に適した学習内容、学習の場を提供していくことが、主体的・対話的で深い学びの実現につながるということがわかった」。そのような参会者の感想を頂いております。

また、一般学級における「誰一人取り残さない」教育の実現部会にもたくさんのお声を頂いております。「多様化する教室の中で、どうしてもマイノリティーの子どもたちへの支援を考えることが多くなっていたが、『だれもが多様である』という捉えが大切だと改めて思った」「横浜の多様化をメリットとして生かすためには、だれもが安心して学ぶ場があるという人権尊重の精神を基盤とした授業づくり、その視点での授業改善が必要である」「子どもたちが変わるのではなく、教師が考え方を変えていかなくてはならない。価値観の統一を求めるのではなく、アセスメントに基づいて一人ひとりに寄り添って支援する学校教育が求められていると思った」。ほか、多数お声を頂いております。報告は以上でございます。

下田教育長

それでは、御質問があればお願いいたします。

中上委員

ありがとうございます。私は会場に行けず、オンラインで全部お聞きしたのですが、2点、意見ではなくて感想があります。1点目は今、御説明がありましたが、今回初めて子どもの声を聞きながら協議したということで、実際には動画が紹介されました。校長がおっしゃっていましたが、打合せなしにいきなり本番で、本質と言いますか子どもたちの目線の良いところをついていると言うのが素直な意見で、非常に勉強になりました。このような取組で子どもたちの意見を参考にするというのも、おっしゃるようにこれからの時代、大事かと思えます。

2点目は、あまり最近聞き慣れない話ですが、ハイパー・メリトクラシーという造語で、日本の近代社会では、学歴をはじめとする客観的な能力や学力を中心に求められてきたという意味ですが、これからの社会はそれだけではなくて、それプラス、能力主義や成果主義を超えた能力が非常に大事になってくるという指摘で、特にコミュニケーション能力や、独創性、問題解決能力など、そういった数値化できない能力を超能力主義とおっしゃってました。いずれにしても、4番目のパネルのディスカッションにありましたが、「『自立した学習者』の育成

から見えるこれからの横浜の教育の在り方」について新しい示唆を頂きまして、非常に参考になりました。以上です。

下田教育長

ありがとうございます。ほかに。

森委員

御説明ありがとうございます。コメントと要望に分けてお話ししたいと思いません。今回参加して非常に良かったと思っておりますのは、学びを子どもたちの手に委ねていくという大きなメッセージがいろいろな角度から届けられたことだと思っています。冒頭に養護教諭の方のお話で、同じペースで過ごすということにストレスを感じる子どもたちが増えている現状などもあって、子どもたちが自分で自己決定できる環境をつくっていくことがいかに大事かということ、みんな最初養護教諭の言葉から理解できたのも良かったと思っています。あとは、どんなときに学びが深まるのかということデータを、いかにそれがばらばらであるか。友達と話す中で深まる子もいれば、聞くことで深まる子もいるという。子どもたちがどうしたら多様に深まるかということ踏まえて設計していくことがいかに大事かということ、データからみんな改めて知ったということも大事だと思いますし、その決定権を子どもたちに渡していくことの重要性を押さえられたのも良かったと思います。また、子どもたちの多面性というところにも焦点が当てられていまして、データというのはあくまでもその一面をあぶり出しているだけに過ぎないということ。ただ、そこをビジュアライズすることによって、自分の勘だけではなく、客観的に背景理解や状況理解ができるということがすごく分かりやすく示されていたと思います。あとは、明治から続いている教科カリキュラムの限界など、社会的な存在である子どもたちについて様々な議論がなされていて、教わらなくても子どもたちが勝手に学んでいくというような環境も既にいろいろ整っている前提、そういう時代だからこその教育の在り方というのも考えなければいけないだろうという問題提起もあったかと思っています。

そのため、非常に示唆に富んだ学びの深い場だったと思うのですが、更にこうなると良いなと思ったことがありましたので、2点申し上げたいと思います。1点目としましては、子どもたちに学びを委ねるということでしたら、まさに教職員の皆さんにも学び方を委ねていくことが重要ではないかと思いました。ですから、研究の在り方や進め方ということも、今回みんないろいろ深めた内容を基に再度設計していくことも重要だと思いました。2点目は、主体的・対話的で深い学びをあの場でもどう実現できるかということ、更に一歩進めていただきたいと思いました。双方向で、聞いてくださっている先生方に問いかけながら、答えていただきながら、フロアに投げかけるやり取りも今回かなり見られたのですが、まだまだ一方的に聞く時間がすごく多いと思います。こういうアンラーン、学び直す、若しくはこれまでの自分の価値観をがらっと変えていくような瞬間においては、自分がそれを聞いてどう思うかということ隣の人と深めたり、また、葛藤を話したり、そこも話せる、深められることが集まることの意味だと思いますし、そこをもっと工夫していただくと更に良いと思いました。以上です。

丹羽教育課程  
推進室長

ありがとうございました。今おっしゃっていただいたように、実は委員の皆様から、関内ホールのような、隣同士若しくは前後で協議するような場でも議論した方が良いと御示唆いただいたので、あれだけの盛り上がりを示したと考えております。一方的に何か情報を受け取るのではなくて、自分たちの気付きをもたら

すようなアウトプットの場としての研究協議会の在り方というのを今後しっかりと研究していきたいと思います。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

綿引委員

ありがとうございます。私はオンラインで拝見させていただきました。子どものリアルな声を取り入れることに取り組まれたということはとてもインパクトがありますし、今後のためにもとても意味のあることだったと思います。

1点お願いといたしましては、既に2027年に予定されている学習指導要領の改訂に向けて、横浜の教育ビジョン2030というのは、読めば読むほど、次期学習指導要領を先取りした形のビジョンになっていると思います。よって、それを更に実現していくためにも、来年は子どもに加え、学校運営協議会の地域住民の方や保護者の方など、そういったステークホルダーにぜひ参加を呼びかけて、地域の中で子どもを育てる横浜市、これを一層充実して進めていただきたいと思います。以上です。

丹羽教育課程  
推進室長

ありがとうございます。今、御指摘いただいたように、これからの学校教育を考える上で、社会に開かれた教育課程の実現という意味でも、たくさんの方のお声を学校教育にしっかりと反映できるように努めてまいります。ありがとうございました。

大塚委員

御報告ありがとうございました。私は、初日はまだ拝見できていません。これから録画等で見させていただこうと思います。2日目にZoomで参加させていただきました。ありがとうございます。まず最初に山本学校教育企画部長のお話でしたが、これまで同じ場所、同じ時間、同じ内容の取組、授業づくりを行ってきました。ただ、その中でも、現場は一人ひとりのニーズに応じた教育を、その中でいかに展開するかということを皆さんしっかり行ってきましたし、少人数の取組など、様々なチーム・ティーチング、T1、T2の取組というのも重ねて行ってきたという土台の上で、今回、多様性のある一人ひとり違う子どもたちに、一人の教員ではなく、多様な目で子どもたちをどう育てるかという御提案は、私の中でもすごく学びになりました。

特に、3校の実践紹介というところで素晴らしい取組を提案していただいたということと、それから、現場により近い取組だったかと思います。一つ目は、一人ひとりを丁寧に見るための学校の仕組みをどう作るかということ。二つ目は、子ども自身が安心して学び方を決められる授業づくり。そして三つ目は、「教員も」というところがポイントだと思いましたが、誰一人取り残さない部署横断型の組織づくりからの取組という形で、これなら自校に戻って自分たちの取組と重なるものがあるなど、今まで行ってきたことのアイデアにもう一工夫できるのではないかなど、そういった手応えを感じていただけたのではないかと思います。一方で、子ども自身が自己調整能力を発揮して授業に取り組んでいくというのは、一体どうしたら良いのだろうかという不安や葛藤も同時に生まれたのではないかと思います。現場の不安と、現場のやる気というのでしょうか、そういったものをアンケート等から吸い上げて、これからまたより良いものにしていただくのだろうかと感じます。とにかく3校の取組は素晴らしかったです。

最後に高野講師のお話でしたが、高野講師が車椅子で御登壇されて、一般学級に在籍したからこそできなかったことと、一般学級に在籍したからこそ心に残った学びというものをお話ししてくださった中で一番私が印象に残ったのは、学校で楽しく学ぶためには出会いが大事だとおっしゃっていました。そして、その出

会いの先には、教職員、様々な大人、地域、それから友達が挙がっていたと思います。その出会いを豊かにするためにどうしていくか、人権が尊重される学級づくりに立ち返っていくのだろうと思います。様々な教科でいかに人権が尊重される授業をつくるかというところを、またこれから「第4期横浜市教育振興基本計画」の一つ目の視点、「一人ひとりを大切に」というところと重ねて私たちは取り組んでいくという方向がしっかり見えたのではないかと思います。感想です。ありがとうございます。

丹羽教育課程  
推進室長

ありがとうございました。今、大塚委員に御指摘いただいたところは、各教職員の感想にも実際に表れていまして、今後は子どもたちが安全若しくは安心して過ごせるような学校の仕組みや学校づくりそのものを、学校職員の共通のテーマとしてしっかり研究していかなければならないと思います。そういった新たな決意が見えるような感想をもらっていますので、今後は学校づくりが変わっていくと認識しております。ありがとうございました。

泉委員

ありがとうございました。私も一般学級における「誰一人取り残さない」教育の実現部会をオンラインで視聴させていただきました。先ほど大塚委員からもありましたように、学校現場の実践報告が非常に充実しておりました。その中でも社会科における自由進度学習を取り上げた発表があり、ICTを利活用されて学習補助をされているというのを、大変興味深く拝見させていただきました。この取組を拝見させていただいて、まさに個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をしていましたし、自立的学習者の育成につながっていると感じました。そのように考えますと、2日目の一般学級における「誰一人取り残さない」教育の実現部会と総則部会の内容はすごくリンクがありますし、両方とも参加することで学びが相乗的に高まるのではないかと感じました。と言いますのも、一般学級における「誰一人取り残さない」教育の実現部会の私自身の物足りなさとしましては、やはりこれはエビデンスベースではないなという印象を持ちました。ですので、エビデンスベースで教育を語るという点につきましては、総則部会のほうがすごく重点を置かれていたテーマかと思います。何が言いたいかと申しますと、総則部会と一般学級における「誰一人取り残さない」教育の実現部会の連続性でセット感を持たせたような受講の在り方というのが少しあると、教員としての学び方も深まるのかなという感想を持ちました。以上です。

丹羽教育課程  
推進室長

ありがとうございます。今、泉委員に御指摘いただいたご示唆というのは、私たちがいつも思っていることです。総則部会と一般学級における「誰一人取り残さない」教育の実現部会、そして専門部会もそうですが、しっかり関わっていく、関係性を持っていくことによって、より充実した研究につながっていくと思いますので、今後はしっかりとリンクしながら研究を進めていきたいと思っています。本当にありがとうございます。

下田教育長

よろしいですか。ほかになれば、次に、「中学校給食における食材の安全性の確保に関する取組等について」、御報告をお願いいたします。

田中中学校給  
食推進担当部  
長

それでは、よろしくをお願いいたします。私は中学校給食推進担当部長の田中でございます。本日は中学校給食に関して2件、御報告させていただきます。健康教育・食育課担当課長より説明いたします。よろしく申し上げます。

健康教育・食育課担当課長の榎崎です。それでは、中学校給食について御報告をさせていただきます。まずはお手元の「中学校給食における食材の安全性の確保に関する取組等について」、右上に「概要版」と記載された資料を御覧ください。給食における食材の安全性の確保に関する取組を一層強化するとともに、緊急の事由が発生した際の代替食の確保の方策及び公表のガイドラインについて整理いたしましたので、御報告いたします。

「1 食材の安全性の確保に関する取組の強化」でございます。原料受入時の検収や検品の強化の再徹底について、全ての給食調理製造事業者に再指導し、衛生管理補助事業者にも共有いたしました。併せて、教育委員会事務局として、より一層安全な食材を確保できるよう、「(1) 検収・検品の強化の再徹底」「(2) 食材を使用する曜日を考慮した献立作成」「(3) 産地判別検査の導入」について、それぞれ挙げた取組内容を、できることから順次取り組んでまいります。

次に、資料裏面を御覧ください。「2 代替食の提供体制の構築」でございます。今後、主食である御飯またはパンが欠品となる、通常の給食が提供できない緊急の事由が発生した場合に、給食の代わりとなる食事(代替食)を提供できるよう、「(1) パンの提供に関する協定締結」「(2) 学校給食用非常食のカレーの購入・備蓄」により、体制を構築してまいります。

最後に、「3 公表にあたってのガイドライン」でございます。利用者である児童生徒・保護者の皆様にとってより安全・安心に学校給食を御利用いただくことを目的に、これまでは該当の児童生徒・保護者の皆様に個別に御説明してきましたが、学校給食に関する公表の考え方を再検討いたしました。これまで想定していた健康被害の発生や重大な危機管理過失に加え、給食の提供中止に関する項目を新設し、これらを明文化いたしました。内容につきましては四角囲みの中に記載いたしましたので、後ほど御覧ください。

なお、参考資料として、「中学校給食における食材の安全性の確保に関する取組等について」のA3資料と、「個別事案に関する報告」のA4資料を御用意いたしましたので、後ほど御覧ください。「中学校給食における食材の安全性の確保に関する取組等について」の御説明は以上でございます。

次に、「中学校における全員給食に向けた事業者の再公募結果について」と記載された資料を御覧ください。横浜市では、中期計画2022～2025の中で示した、令和8年度からの全員給食に向け、デリバリー方式による供給体制の確保に向けた準備を進めております。今回、市内の一部エリアで中学校給食の調理・配送等業務を実施する事業者をプロポーザル方式により再公募した結果、ハーベストネクスト株式会社を事業予定者として決定し、8月23日に基本協定を締結しました。これにより、令和8年度からの事業予定者が市内の全エリアで決定いたしました。引き続き、新しい横浜の中学校給食の実現、安全・安心で、生徒の皆様にご喜ばれる給食の提供に向けて、準備を進めてまいります。

「1 令和8年度からの事業予定者」でございます。A区分ではハーベストネクストグループを、B区分では株式会社美幸軒、東華軒グループ、ハーベストネクスト株式会社、株式会社安田物産、株式会社山路フードシステムを事業予定者として、全6事業者により市内の中学校給食を提供してまいります。なお、表の右側に記載しているアレルギー代替食の提供事業者につきましては、A区分ではハーベストネクストグループが、B区分では株式会社安田物産が担ってまいります。

「2 公募型プロポーザル方式による再公募の経過」でございます。令和6年5月10日に募集要項等の公表後、7月に評価委員会を2回開催し、8月6日の業

者選定委員会において、優先交渉権者を特定いたしました。その後、8月23日に当該事業者との基本協定を締結しております。

最後に、「3 今後のスケジュール」でございます。B区分では今後、準備が整い次第、令和6年度中に事業予定者との委託契約を締結し、令和8年4月からの全員給食の開始に向けて準備を進めてまいります。御説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

下田教育長

説明が終わりましたので、御質問をお願いいたします。よろしいですか。

森委員

御報告ありがとうございます。検収・検品の強化の再徹底ということで、いくつか書いてあると思います。この中を一つ一つ見ていきますと、仕組みの部分と人の部分関わっているかと思ひます。手順書や、検査結果の保管など、そういったことを徹底するということは、もちろんしなければいけないことだと思うのですが、それに加えて、違和感があった場合、それに気付いて実際にアクションを取れるかというのは、人に関わる部分だと思ひます。実はここがすごく大事なところだと思ひますので、そこはぜひこれからも、仕組みを導入したから安心ではなく、実際に運用していく人の部分を引き続き大切にと申ひますか、徹底していただければと思ひます。お願ひします。

下田教育長

ほかにございますか。

<傍聴人による不規則発言あり>

下田教育長

傍聴人の方、静粛にお願ひいたします。ほかの傍聴人の迷惑になりますので、静粛にお願ひいたします。ほか意見はございますか。

説明が終了いたしましたので、ほか質問がなければ、次に「公判への職員の傍聴呼びかけに係る対応について」、御報告をいたします。

村上教職員人事部長

教職員人事部長の村上でございます。「公判への職員の傍聴呼びかけに係る対応について」、御報告させていただきます。お手元の資料を御覧ください。令和6年7月26日に、弁護士による検証チームから検証結果報告書が提出されまして、関係職員の処分を令和6年8月23日付で行い、公表いたしました。検証結果、明らかになった課題等を踏まえ、再発防止に取り組んでまいります。

まず、検証結果の主なポイントを資料の最後に記載していますので、そちらを御覧ください。四角の枠内になります。神奈川県弁護士会から推薦を受けた弁護士3名による検証が行われまして、検証結果報告書を令和6年7月26日に記者発表し、公開しておりますが、主なポイントは次の6点となっております。「1 『公判傍聴』と『旅費・給与における公務の位置づけ』」「2 動員の意味決定者」「3 組織的動員に至った経緯(原因)」「4 公開裁判の原則(憲法第82条第1項)等との関係」「5 教育委員会の職務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条)との関係」「6 刑事裁判における被害児童生徒のプライバシー保護のあり方」でございます。それぞれの内容につきましてはお目通しいただきたいと思ひます。

1 ページ目にお戻りください。「1 課題の認識」でございます。検証の結果、明らかになった課題は次の5点でございます。「(1) 巨大組織に適合したリスク管理・コンプライアンス体制の強化」でございます。505校の学校と約2万人の教職員を擁する横浜市教育委員会において、リスク管理やコンプライアンス

体制が十分に機能していないこと。この点については、弁護士検証等では、広範かつ多角的な視野を持って行動することができる重層的な体制づくりが必要であることが指摘されております。「(2) 職位を問わず組織全体のコンプライアンス意識の強化」では、今回の事案では公判傍聴が市民にどのような影響をもたらすのかについて、どの段階においてもコンプライアンスの視点が欠けており、弁護士検証等では、動員の当否や法律上の問題点について、意思決定の際に十分な検討が行われていないことが指摘されております。「(3) 風通しの良い組織風土づくりの推進」では、上司と部下職員間や職員同士で自由に話し合える環境や円滑な情報共有ができる職場づくりが十分とは言えず、弁護士検証等では、今回の事案では疑問を感じた職員の声は結果として対応の修正判断につながらなかったことが指摘されております。続いて、「(4) 拠点が分散する巨大な組織間の円滑な情報共有と連携の推進」では、学校、学校教育事務所及び本庁関連部署間で円滑な情報共有を行うための仕組みが十分ではなく、弁護士検証等では重要な情報を共有し、組織としての一体性を持った判断ができる体制づくりが必要であることが指摘されております。最後に、「(5) 教職員による不祥事防止の徹底」ですが、今回の事案の背景にあるような教職員の不祥事自体をなくすため、教職員の意識改革をはじめ、学校と教育委員会が一体となった取組を進める必要があります。

次のページを御覧ください。「2 再発防止に向けた取組」でございます。

「(1) 総合的リスク管理・コンプライアンス体制の強化」として、横浜市教育委員会は、他都市に類を見ない教育に関する様々な事業を遂行する巨大な組織であり、児童・生徒、保護者にとって安全・安心な学校となるよう、その規模と学校現場で発生する多様な事象に対する迅速かつ的確な対応と信頼の確保が重要であり、そのためのリスク管理が必要と考えます。今後、弁護士の検証チームからのアドバイスに加え、金融機関等や組織開発の専門家との意見交換を踏まえ、重層的なリスク管理の構築を検討し、基本的な体制の改革については令和7年4月から実施することを目指して検討を進めてまいります。

参考として下段に「重層的リスク管理のイメージ」を記載いたしました。事業部門(第1ライン)は、サービス提供等事業活動の最前線で事件・事故の主な発生現場として、例えば学校が相当すると考えられます。管理部門(第2ライン)は、事業部門の自律的リスク管理に対し独立・専門的立場で牽制・支援する部門として、学校教育事務所や本庁関連部門が相当すると考えられます。この第2ラインでは、弁護士などの専門家の活用も検討いたします。内部監査部門(第3ライン)は、客観的に管理体制を検証・チェックする部門になります。現在の教育委員会には内部監査部門はございませんが、第1、第2ラインとは独立した機能が必要と考えております。この重層的なリスク管理について教育委員会事務局ではどのような形が適しているか、今後検討してまいります。

次に、右側の「(2) 今回の事案を受けた事務局内でのコンプライアンスの推進等」でございます。①から③に記載のある取組については、事務局内での周知徹底を行うとともに、弁護士による研修会を実施いたします。「(3) ボトムアップ、職員の声が届く仕組みづくり」として、有志職員による現場目線からの業務改善・組織風土改革プロジェクトを立ち上げ、7月に2回実施し、今後につなげてまいります。「(4) 学校現場との直接の接点となる学校教育事務所の在り方検討」では、各学校教育事務所は所管する学校で発生する様々な事案に対し、迅速に状況を把握し、リスク管理や法的チェックを行う体制が求められています。今回の事案を踏まえ、この間の学校教育事務所の運用状況の検証を行った上で、その役割と機能を発揮できる体制の見直しに向けて在り方の検討を行いま

す。「(5) わいせつ事案の防止に向けた取組強化」でございます。改めてになりますが、今回の事案の背景にあるような教職員の不祥事自体をなくすため、資料に記載のあるような取組を進めてまいります。御説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

下田教育長

それでは、御質問があればお願ひいたします。

大塚委員

今回、本当にあつてはならない出来事が起きたと思っております。これに対しての「1 課題の認識」、「2 再発防止に向けた取組」ということで、1行目にも書かれておりますが、これから真摯に取り組んでいくということがここに示されたと思っております。課題の認識というところで、改めてここをしっかりと取り組んでいかななくてはいけないと私が思っている部分ですが、一つ目、リスク管理やコンプライアンス体制が十分に機能しなかったということ。では、それはなぜなのかということ。同じように、「(2) 職位を問わず組織全体のコンプライアンス意識の強化」、「(3) 風通しの良い組織風土づくりの推進」が特に大事だと私は認識しているのですが、公判傍聴が市民にどのような影響をもたらすのか、どの段階でもコンプライアンスの視点が欠けていたのはなぜか。そして三つ目、ここで終わりにしますが、風通しの良い組織風土づくり。自由に話し合える環境や円滑な情報共有ができる職場づくりが十分とは言えない。どれも大事な課題だと思いますが、この職場づくりが十分とは言えなかったのはなぜかというところの「なぜか」という部分を、一人ひとりの教育委員会事務局職員が話し合うということが本当に重要だと思っております。再発防止をしっかりと示されていますが、それを意識して今改めてそういったなぜかという部分をきちんと振り返ることで、今自分たちができること、そして、この課題を踏まえた再発防止の取組に自分がどう取り組むか。そういったことをいかに自分事にして真剣に取り組めるかというところが非常に問われると思しますので、何度か申し上げていることではありますが、改めてその部分をしっかりと取り組んでいかななくてはならないと思っております。以上です。

下田教育長

ほかにございますか。

綿引委員

ありがとうございます。大事なところは、【参考】検証結果の主なポイントの「3 組織的動員に至った経緯(原因)」が最大のポイントと思うわけでございます。これが前例踏襲型の文化になっていないか、予定調和型の文化になっていないかなど、そういうことをしっかりと掘り下げて、ここから何に取り組んでいくのかということをごひしっかりと考えていただきたいと思うのが1点目でございます。それから、往々にしてコンプライアンス問題を考えるときに、第1ライン、第2ライン、第3ラインというのは絶対的な考え方なので、ここをしっかりと押さえてほしいというのが一つと、ガバナンス力とはそもそも何なのかという本質的な問題をぜひ職員の中でしっかりと考えていただいて、再発防止だけを考えて計画に落とすというようなことはぜひ避けていただきたいと思ひます。ここからが本格的な勝負になると心得て取り組んでいただきたいと思ひます。以上でございます。

村上教職員人事部長

御指摘・御意見いただきありがとうございます。ここの「1 課題の認識」や「2 再発防止に向けた取組」ということで、5項目にそれぞれまとめておりますが、ここの背景の中では体制の問題、あるいは職員間のコミュニケーション、

あるいは意識、そういったことが今回の状況に、ありようが今回の結果につながっていると思っております。翻って言えば、再発防止に向けた取組の中で、そこをいかに具体的にしっかり大規模な組織に対応できる体制を整えていくのか、あるいは職員一人ひとりがコンプライアンス意識を中心にしっかり職員間、それは横だけではなくて縦の関係の中でいかにそこを進めていくのかということが大事だと思っております。地道に、なおかつスピード感を持って取り組んでいくことが大事だと思っております。

<傍聴人による不規則発言あり>

下田教育長 傍聴人の方に申し上げます。静粛をお願いします。ほかの傍聴人の迷惑にもなりますので、静粛をお願いいたします。

綿引委員 教育長、もう1点コメントしてよろしいですか。

下田教育長 はい。

綿引委員 今のポイントをしっかり押さえていただくのがとても大事だと思いますが、一般的にコンプライアンスという言葉の持つ印象というのは、法令遵守ということに寄りがちです。もちろん法令遵守は当然ですが、そのほかに、ステークホルダーの期待に応えるという意味もコンプライアンスの中には含まれているわけです。ぜひ論議を進める中で、教育委員会事務局は、市民、社会、子どもたち、教職員、そういった中にどういう期待を込められているのか、それをどのように守って作っていくのかという論議もしていただきたいと思います。一人ひとりの職員は本当に一生懸命取り組んでいらっしゃると思います。ですので、全体の方向性を決めるときの論議で、そこを忘れることのないように行っていただきたいと思います。この点を補足させていただきます。

下田教育長 ほかにございますか。

村上教職員人事部長 今まさに綿引委員に御指摘いただいたところが大事だと思っております。横浜市のコンプライアンス推進の考え方も、いわゆる法令遵守という狭い考え方ではなくて、法令遵守もそうですが、最終的には市民の信頼に応えていくといったことが基本的な考え方としてございます。ですので、今回の再発防止のところでも、その点をしっかり再確認あるいは共有しながら取り組むことが重要だと考えております。

<傍聴人による不規則発言あり>

下田教育長 傍聴人の方に申し上げます。静粛をお願いいたします。静粛にしていけない場合は、横浜市教育委員会傍聴人規則に基づきまして、議場からの退場を命じることがあります。御承知おきください。  
ほかにございますか。

中上委員 今の御説明の中に課題の認識ということがいくつかあります。「なぜか」という先ほどの大塚委員の話もありますが、課題の認識をきちんと押さえるということ踏まえた再発防止をしっかりと充実していくということが一番大事だと思います。

す。先ほど綿引委員のお話にもありましたが、ガバナンスをしっかりと見直すということや、リスク管理・コンプライアンス体制を強化していく。ここを具体的に来年度に向けて、また機構改革等での議論を更に深めていただきたいと思います。それと、再発防止の中で、特に今回、職員から声が上がらなかったということも踏まえて反省して、ボトムアップ、職員の声が届く仕組み、これは業務改善にも組織風土改革にも必要なことですが、このプロジェクトが具体的にもう立ち上がり、更にそれを深めていくということで、この辺りをきちんと、組織の中で何がおかしいのか、何が言えるかということで、しっかりと職員から声上がる、コミュニケーションが取れる、結果として業務の効率化が図れるような取組をプロジェクトでも掘り下げていただきたいと思います。

また、「(4) 学校現場との直接の接点となる学校教育事務所の在り方検討」についてです。ここにもありますように、設置からもう14年経っているわけですが、この間に学校教育事務所でも、いじめに対する基準がどんどん大きく変わってきているわけですが、そのような意味での基準が、文部科学省をはじめ手続きがはっきりしているわけですが、ここの経緯をしっかりと踏まえた上で学校現場を支援していく。これが一番、いじめについての学校教育事務所の役割ですが、その役割と、もう一つは、やはり指導主事の役割というのを検証していただきたいと思います。学校の中で今、先ほどの教育課程の研究、これからの教育をどうするかという教育の質を上げる議論が非常に必要な中で、指導主事の在り方、学校教育事務所の在り方、これも並行して検討を深めていただきたいと思います。以上です。

下田教育長

ほかにございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。私は「1 課題の認識」の「(2) 職位を問わず組織全体のコンプライアンス意識の強化」と「(3) 風通しの良い組織風土づくりの推進」が一番大きな課題だと思っておりまして、コンプライアンスの視点が欠けていたことや、自由に話し合える環境がなかったというところ、ここは非常に大きな課題だと思います。ですから、これからについては、これが同じように残っている状態ではいけないと思います。何をどう変えていくのか、どのように変えようと思っているかということ、教育委員会事務局の中もですが、教職員の皆さんにも、そして、市民の皆さんにもまめにコミュニケーションをしない限りは、何が変わったのだろうかという疑問が残ってしまいますので、そこはぜひ積極的にお願いしたいと思います。変化の実感をみんなで感じていけるように、そのためには情報が必要だと思います。

あと、自由に話し合える環境ということなのですが、このためには、やはり自由に話し合える時間が今、皆さんありますかということですね。スクラップ・アンド・ビルドの議論は本当に必要だと思います。どうしてもどんどん積み重なってきて、必要なことは全部大事なことなのですが、スクラップ・アンド・ビルドの議論はどうしても少ないので、効果のあるものないもの、時間をかけたほうが良いもの、時間をかけなくて良いもの、どこにどう予算を投下していくか。今日の最初の議題にもありましたが、子どもたちの学びの質を上げていくために新しい学びを作っていくというところがすごく大事だと思います。そのためには業務スクラップの議論をして、その結果、自由に話し合えるような時間と環境がつかれるのではないかと思いますので、ぜひそこも押さえていただきたいと思います。

下田教育長

ありがとうございます。ほかにございますか。

ほかになければ、次の議題に移りたいと思います。「いじめ問題等に係る調査結果を踏まえた再発防止について」、所管課から御報告いたします。

住田人権健康  
教育部長

人権健康教育部長の住田です。「いじめ問題等に係る調査結果を踏まえた再発防止について」、御説明させていただきたいと思います。内容につきましては、人権教育・児童生徒課長から御説明させていただきます。

松田人権教育・  
児童生徒課長

人権教育・児童生徒課長の松田です。よろしくお願いたします。それでは、資料を御覧ください。資料の「1 調査の結果と問題点」「(1) 調査の結果」です。先日の教育委員会会議でも御報告したとおり、3月8日に公表した「いじめ重大事態の報告書」に係る事案について、当時の教員・職員の対応の過程における法的問題を明らかにしました。その結果、「いじめ重大事態としての対応が遅れたこと」、「いじめの文言の削除やいじめ認知を取り下げを指導した判断・行為」、以上の2点がいじめ防止対策推進法に違反するとされたため、関係職員の処分を行いました。また、過去10年間に実施した子どもの自殺が起きたときの背景調査のうち、学校による基本調査のみを実施していた案件36件を対象に点検を実施した件については、いじめを含めて学校生活に関係する要素が疑われる13件のうち、改めて調査すべきとされた事案3件について、心理の専門家等の助言を受けて御遺族の意向確認等を開始しました。また、学校や教育委員会事務局の対応を検証すべき事案2件については、いじめ問題専門委員会に諮問いたしました。

次に、「(2) 問題点」ですが、調査結果やいじめ問題専門委員会の報告等を踏まえ、資料に記載されているとおり、「①学校のいじめの認知判断の遅れ」「②不登校時のSOSを察知できる場の必要性」「③法に基づく重大事態調査への移行の遅れ」「④学校、教育委員会の当事者意識や法令遵守の意識、情報共有・連携不足」「⑤家庭、地域社会との連携の必要性」の5点を本事案の主な問題点として、再発防止策に反映してまいります。それぞれの詳細は資料のとおりですので、後ほど御確認ください。

続いて、「2 再発防止策(案)について」です。先ほどの五つの問題点を踏まえ、これまでのいじめ防止対策に加えて、本事案を踏まえて新たに実施・拡充する再発防止策を別紙のとおり整理し、順次取り組みます。再発防止策の取組については、別紙のA3判を御覧ください。組織体制、風土改革も含め、いじめの未然防止から要調査の各段階で次の取組を中心に順次実施しますが、今後の検討過程で随時効果的な対策を追加投入する予定でございます。また、令和7年度の組織機構の見直し、関連予算の提案にも反映してまいります。資料の図は、6月の教育委員会会議で議論いただいた再発防止の考え方を踏まえ、未然防止から要調査の各段階と、今回の再発防止策としての各取組の関係をイメージにしたものです。

それでは、図の下を御覧ください。主なポイントについて、太字と下線部で記載しておりますが、いくつか御紹介させていただきます。「再発防止策1 未然防止段階での取組」では、「取組1 当事者意識の向上や法理解及びいじめ対応力の向上のための研修」として、8月までに全教職員向け研修を実施しました。いじめ認知について、被害者の視点に立ってできるだけ早くいじめを察知することを徹底する中で、4月から6月までのいじめ認知件数が、前年比で小学校が54%、中学校が80%の増加につながりました。引き続き教職員が高い当事者意識を持っていじめ問題に向き合っていくよう、外部専門家による法理解や対応力ア

ップのための研修等を随時、企画・実践していきます。

次に、「再発防止策2 SOSの察知段階での取組」では、「取組5 各校のいじめ防止対策委員会の運用状況のチェックと適正化」として、今年度から学校いじめ防止対策委員会をほかの会議と兼ねない運用を徹底しているところです。今後、9月にスクールカウンセラーを中学校等に追加で配置することに併せて、スクールカウンセラー等の専門職を対策委員会に入れるなどの柔軟な運用が行われているかといったことを中心に、全校を対象とする緊急点検を実施します。また、年度内に指導主事が全校の対策委員会に参加するなどして、必要な支援や改善に向けた指導・助言を徹底していきます。右側のページを御覧ください。「取組7 スクールカウンセラーや校内ハートフル拡充によるいじめ認知精度の向上」については、今月から校内ハートフルの中学校全校実施や、スクールカウンセラー配置の拡充といったことをスタートしています。「取組8 いじめ対応情報管理システムの構築」については、今年4月に、毎月学校が提出するいじめ認知報告書等の書式を改定し、「簡易集計システム」を導入することで、いじめ認知にあたっての教職員の負担軽減や集計ミスの防止、情報共有のスピードアップを図りました。また、いじめの情報を一元的に管理できるシステムの新規構築に向けた検討を開始しており、学校及び教育委員会の事務負担の軽減を図りながら、迅速かつ正確な情報共有の促進を一層推進し、組織対応力を向上させていきます。「取組10 各区こども家庭センターによる子どもと家庭の支援」については、こども青少年局と各区の取組として、各区のこども家庭支援課に今年度から順次設置されるこども家庭センターにおいて、支援を必要とする子どもとその家庭に対するサポートプランの作成などの手厚い相談支援を実施します。

次に、「再発防止策3 不登校段階での取組」では、「取組12 不登校の子どもを含めた地域の多様な居場所づくり支援」として、これもこども青少年局を中心に、不登校の子どもを含む、全ての子どもたちが安心して安全な居場所を持ち、体験活動や交流などを通じて、自己肯定感を高めることができるよう、地域の居場所づくりの取組に対する支援など、多様な居場所づくりを推進していきます。

最後に、「再発防止策4 要調査段階での取組」では、「取組14 機動的かつ実効的ないじめ重大事態調査実施に向けた仕組みづくり」として、いじめ重大事態調査の件数が多い他都市での先行事例を参考に、事案や被害者の意向等に応じて柔軟な対応が可能な2段階で行う調査制度の採用や、公表の在り方の検討など、総合的な見直しに現在、着手しています。

今後、専門家の拡充と、限られた人材を効果的に活用するために、事案の内容等に応じて優先度をつけるなど、トリアージを実施するいじめ・不登校対策専門部署など、体制の充実を検討していきます。御説明は以上でございます。引き続き御意見を頂きながら、より実効性のある再発防止としていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

下田教育長

御質問があればお願いいたします。

泉委員

御説明ありがとうございました。今日報告していただいた再発防止につきましては、3月8日に公表した「いじめ重大事態の報告書」に係る事案を振り返り、こんな課題があったということをしっかり振り返って作られた再発防止策の1から4までということと理解いたしました。内容を見ますと、いじめの未然防止、早期発見をとっても重層的な策として出されていることと、その後で「再発防止策4 要調査段階での取組」ということで、このような取組案が示されています。これは「いじめ重大事態の報告書」の振り返りということと出てきたと理解しま

した。その意義を理解した上で、今後の対応になるかと思うのですが、お願いがあります。児童生徒の心の傷が深かったケースにおいてどのように対応していくか、どのように支援していくか。最悪な事態を防止するための策というのは、この再発防止策3と再発防止策4の間にあるのではないかと考えておりますので、これはこれで良しとしてその後の段階として、そういった最悪の事態を防止する策としてももう少し詳細に検討いただければ幸いと存じます。以上です。

住田人権健康  
教育部長

御意見ありがとうございます。今、御意見いただいたように、これは3月8日のいじめ重大事態の調査結果の報告に基づいて、そこでいろいろ御指摘を受けました対応過程における調査結果や、その中でいろいろ御指摘いただいた中での自死事案について、もう一度点検した結果を全て含んだ再発防止となっております。そのような意味で、今、御指摘いただきました子どもたちの心の傷に向き合う、どう向き合っていくのか、そこをどうケアしていくのかということにつきましては、緊急的に配置するスクールカウンセラーももちろん準備しておりますし、そういったところを踏まえて傷が深くないように注意深く、まずそういったことが起きない未然防止の取組を徹底してまいりたいと思っております。

下田教育長

ほかにございますか。

泉委員

今、私の言葉足らずだったかと思うのですが、恐らく不登校段階での取組というものと、その後に自殺まで至ってしまうケースには、心理過程としてかなり開きがあります。ですので、その点につきましても、この後の検討で結構ですので、ぜひ知らせていただければということです。以上です。

下田教育長

ほかにございますか。

中上委員

今、御説明があったように、3月8日に公表した「いじめ重大事態の報告書」は、かなり厳しいと言いますか鋭い指摘を頂いたわけですが、問題点にもありますが、それをこの五つの観点からしっかりと捉えて、ここに書かれているそれぞれの対策を見ますと、SOSをはじめ、大事な再発防止策がここに書いてあると思います。具体的にお伺いしたいのは、「再発防止策4 要調査段階での取組」で、自死案件、これはまさに初動の段階からすぐに入っていくという当前の話だと思いますが、これを徹底していくということがここに書かれていると思います。この部分と、取組14の2段階の調査制度の採用や、公表の在り方の検討など総合的な見直し、この辺りの関係を更に今後掘り下げていく必要があるかと思えます。

また、最後の、案件のトリアージを実施するいじめ・不登校対策の専門部署を作るということで、いじめによる自殺をなくすということは当たり前の話なので、なくすという取組をこの再発防止策では一番の柱に据えているわけです。一方では、軽重と言いますか、そこまでいかない子ども同士のトラブルなど、軽重の部分があります。そこをトリアージするということだと思えますが、まずそうしないと、めりはりの利いたと言いますか、本当にあってはならない案件に集中して対応するということが非常に肝要で、何でも全部同じように対応するというのも効率的にいじめを防止できるのかなという気がしますので、やはりトリアージする専門部署というのが屋上屋にならないように、これは今のセクションの基本だと思うのです。屋上屋の組織では解決できないと思うので、その辺りの関連をもう少し、今後いろいろ検討の中で出ましたら、またお聞かせいただきたいと思います。

思います。

住田人権健康  
教育部長

御指摘ありがとうございます。まさに今、機構改革の中で、トリアージにつきましてもどのように行っていくか検討している最中でございます。ここも教育委員会事務局のみでなかなか判断できる、トリアージできるものではないと考えております。心理や法律など、そういった第三者の視点もそこに入れながらトリアージしていくことが大切だと考えております。

綿引委員

ありがとうございます。このいじめ再発防止策の資料にございます調査結果の公表でございますが、「いじめの重大事態としての対処が遅れたこと」と、「いじめの文言の削除を指導する判断・行為」という問題を一緒に考えてしまっただけでは絶対にいけない。いじめの重大事態として対処が遅れたことというのは、取組としての仕組みをもう一回見つめ直すということがとても大事で、別紙にあるような対策の実効性をどう担保するかということをしっかり論議してほしいと思います。一方で、いじめの文言の削除と、先ほどの報告にある傍聴動員に関する意思決定、この意思決定のプロセスの透明性をどのように高めるかというのは全く違う問題なので、これをしっかり考える必要があるのではないかと思います。教育委員会事務局としてのガバナンスの機能をどう高めるのかということも含めて、ガバナンス改革と仕組みの見直しをしっかりと分離して考えて論議していきたいと思います。待たなしで取り組まないと、明日に何かが起こってもいけませんので、ぜひスピード感を持ってしっかり論議していきたいと思っております。ぜひ教育委員会も一緒になって考えますので、しっかり取り組ませていただきたいと思っております。以上です。

下田教育長

ほかにごありますか。

森委員

ありがとうございます。いくつか御報告いただいた中で思うことがあるのですが、今回、取組の数が非常に多く列挙されておまして、実際、新たに例えば校内ハートフルの全校実施など、予算を付けて更に加速させて取り組もうとしていることもあると思います。これを全部導入していくこれからの話になるのですが、例えば年度内に指導主事の皆さんが対策委員会に参加するなど、いろいろ現場に行く場面というのもあると思います。そのときに、必要な支援や改善に向けた指導・助言の徹底をお願いするだけではなくて、実際に何か機能していないのなら、機能するようにお願いしますではなく、なぜ機能していないのかを聞くと言いますか、お願いしていることに何か無理があるのかなという視点を持って現場に入ることも大事ではないかと思いますので、そこはぜひお願いしたいと思っております。困り感がそこにあるからこそ機能しないということもあると思うので、その吸い上げもセットですね。

子どもたちのことを書いているところは「取組2『横浜子ども会議』による子ども主体で取り組むいじめの防止」だと思います。二つ目に思うこととしては、子どもたちが何をどう感じているのだろうかというところを、「横浜子ども会議」で皆さんが議論するというのもそうなのですが、子どもたちにこの取組が本当に効くのだろうか、効いているのだろうかという実感があるのかどうか、子どもたちの目線から見てもらうことも大事だと思いますので、そこもぜひお願いしたいと思っております。以上です。

下田教育長

ほかにごありますか。

大塚委員

再発防止の取組ということで、どれも本当に大事な取組だと思います。これらの取組の中で、まず、いじめの認知件数が増えたということでした。小学校が54%増、中学校が80%増。これは教職員の認識が高まったということもあります。一方、いじめの数をどう減らしていくかというところ、子どもたち自身がいじめについて自分事として学んでいくということに、教育委員会事務局として、学校としてどう取り組んでいくかということが最も重要な部分にあたるだろうと思います。この1から14までの取組は本当に大事な取組であります。ただ、ここに書かれていない重要なものもきっとたくさんある中で、どれを優先的に取り組んでいくかという、その辺りの取組具合というものを、これから丁寧に示していく必要があると思います。

それからもう一つ、これらの全ての取組は全部、学校現場と一つ一つがつながって行くものです。そうすると、学校現場として、教育課程の推進、目の前で起きている子どもたちが安心できる教室づくり、学校づくり、安全・安心な食、様々なものに取り組みながら、なおかつ、この14の取組が学校現場とともに展開していくことになり、学校現場の困惑というのも考えられます。これまでも教育委員会事務局は丁寧に取り組んできていますが、現場の声をしっかり受け止めながら、しっかりコミュニケーションを果たしながら、この14の取組というものを実際に本気で取り組めるものにしていくということが重要だと思いますので、そこはしっかりお願いしたいと思います。以上です。

松田人権教育・児童生徒課長

貴重な御意見をありがとうございます。学校現場の生の声というのを肌で感じながら取り組んでいかないと、何一つ進んでいかないと実感はございますので、校長会や、様々な研究会など、機会を通して現場の皆さんの声を頂きながら取組を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

下田教育長

ほかに御意見はございますか。

<傍聴人による不規則発言あり>

下田教育長

傍聴人の方に申し上げます。静粛にお願いします。静粛にしていただけない場合は、横浜市教育委員会傍聴人規則に基づいて議場からの退場を命じることがありますので、御承知おきください。

ほかに御意見はございますか。よろしいですか。それでは、ほかに御意見がなければ、次に議事日程に従い、審議案件及び報告案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第24号議案「訴訟に関する意見の申出について」は、訴訟等に関する案件のため、教委第25号議案「横浜市立学校における物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」、教委報第3号「令和6年度歳入歳出予算案（9月補正）に関する意見の申出に係る臨時代理報告について」は、議会の審議案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、教委第24号議案及び教委第25号議案並びに教委報第3号は、非公開といたします。審議に入る前に、事務局から報告をお願いします。

森長総務課長

次回の教育委員会臨時会は、9月19日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、10月18日金曜日の午前10時から開催する予定です。

下田教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は、9月19日木曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第24号議案「訴訟に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第25号議案「横浜市立学校における物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委報第3号「令和6年度歳入歳出予算案（9月補正）に関する意見の申出に係る臨時代理報告について」

(報告のとおり承認)

下田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時50分]